

さいとう税理士法人、サイトウアソシエイツ代表の齊藤 司享(サイトウモリタカ)です。このKIZUNA通信の裏面を見てください。代表室という写真があります。よく見ていただくと、私の後ろに写真があります。

似てますか？
創業者の私の父、齊藤監太郎です。父が亡くなり、その後33年間、いつも後ろから「お客様のお役に立つように」と見守られているような気がいたします。

「お客様に心地よくなっていただく」それを私どもの経営理念としていきます。そのためにも、お客様のことを知り、私どものことを知っていただき、関係性を強化し、お役に立つようになつていこうという活動をKIZUNAと称して行っています。

今回、その活動の一環として「さいとう税理士法人 KIZUNA通信」を発刊させていただきました。確定申告も近づいてきましたのでその関連のお知らせと、私どもを知っていただくこと、裏面を作成しました。拙い内容ですが、是非お読みいただければと願っています。
何かご要望がございましたら、私もしくは、担当者にご連絡いただければと思います。
今後、毎年3回程度発行していきます。今後は、よろしくお願いいたします。

生命保険料控除の新設と活用法

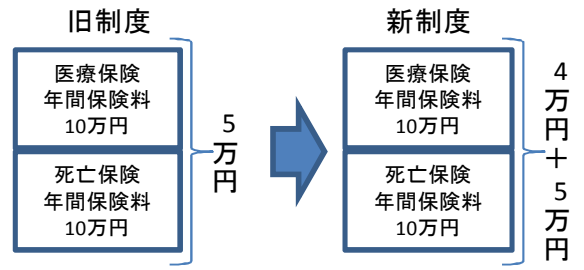
平成24年1月1日以降の契約より、左表のように生命保険料控除に「介護医療保険料控除」が新設され、従来の「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」を加えた3枠による制度に変更されます。ただ、平成23年12月31日以前に契約した生命保険でも、更新をしたり、一定の特約を途中でつけると新制度の適用に変わる場合があります。例えば、死亡保険と医療保険に加入している場合、医療保険に月額保険料数百円の特約を付けることで、下記のように4万円所得控除が増えますので、税率によっては保障が増えて、税金と保険料を合わせると負担額が減る可能性があります。

旧制度 (2011年12月31日以前始期契約)
全体の適用限度額 (所得税 10万円)
(住民税 7万円)

- 一般生命保険料控除
適用限度額 (所得税 5万円)
(住民税 3.5万円)
- 個人年金保険料控除
適用限度額 (所得税 5万円)
(住民税 3.5万円)

新制度 (2012年1月1日以降始期契約)
全体の適用限度額 (所得税 12万円)
(住民税 7万円)

- 一般生命保険料控除
適用限度額 (所得税 4万円)
(住民税 2.8万円)
- 介護医療保険料控除
適用限度額 (所得税 4万円)
(住民税 2.8万円)
- 個人年金保険料控除
適用限度額 (所得税 4万円)
(住民税 2.8万円)
- その他保険料
生命保険料控除の対象外となる特約等



所得控除をしっかりと活用できていますか？

- ① 小規模企業共済 本人加入 最大 **84万円**
- ② 小規模企業共済 専従者も加入 最大 **84万円**
- ③ 倒産防止共済加入 最大 **240万円**
- ④ 国民年金基金 or 確定拠出年金 最大 **81.6万円**
- ⑤ 税制適格特約付き個人年金保険 最大 **4万円**
- ⑥ 改正生命保険料控除 最大 **8万円**
- ⑦ 過去10年以内の未納の国民年金納付 **170万円超**

最大650万円超 の控除を受けることができます。

特に⑦については、今年10月から3年間限定のもので、過去10年間分の保険料を支払うことができるようになりました。年内に支払った分であれば、今年の所得税申告の際に控除することが可能です。是非、ご検討下さい。

詳しい内容は [こちらをご覧ください。](#)

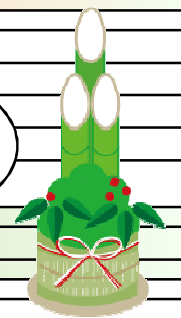
検索 [サイトウアソシエイツ](#)



確定申告 簡易スケジュール表

10月	初旬	
	中旬	生命保険料控除証明書が各生命保険会社より届く
	下旬	地震保険料控除証明書が各生命保険会社より届く
11月	初旬	住宅借入金等特別控除申告のための残高証明書が金融機関より届く
	中旬	国民年金保険料控除証明書が日本年金事務所より届く
	下旬	国民年金基金証明が各基金より届く 小規模企業共済等掛金控除が独立行政法人中小企業基盤整備機構より届く
12月	初旬	
	中旬	給与所得の源泉徴収票を勤め先より受け取る
	下旬	支払調書を受け取る 退職所得の源泉徴収票(退職時に受け取る)
1月	初旬	国民健康保険料控除証明書が各市区町村より届く(※発行しない市区町村もある)
	中旬	公的年金の源泉徴収票が年金事務所より届く 年間取引報告書が各証券会社より届く
	下旬	医療費領収書(※1月中を目処にまとめる) 確定申告打合せ
2月	初旬	
	中旬	2月18日(月)確定申告 申告受付開始
	下旬	
3月	初旬	
	中旬	3月15日(金) 確定申告 申告期限 3月15日(金) 所得税納付書での納付期限
	下旬	
4月	初旬	4月1日(月) 消費税申告期限 4月1日(月) 消費税納付書での納付期限
	中旬	4月22日(月) 所得税の口座振替納付の場合の振替日 4月24日(水) 消費税の口座振替納付の場合の振替日
	下旬	
5月	初旬	
	中旬	
	下旬	5月31日(金) 所得税延納の納付期限

特に還付申告の方
このあたりで資料をいただくと助かります。





3
F



2
F



1
F